





即ち從前の町や村が合併して市又は町となり、又市町村の名称が変更せられたる等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更がある場合に、これに従つてこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正しようとする点であります。

以上誠に簡単ではありますがこの法律案の要点について御説明申上げました。何卒慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) 何か最後の法案につきまして御質議ありますか。

別に御質議もなければ、これも次回に質議をお譲りして御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではさういった会を開会いたしたいと存じます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時一分散会  
出席者は左の通り。

委員長 理事 伊藤 修君

委員 齋 武雄君  
鬼九 義齋君  
岡部 常君  
宮城タマヨ君

委員

第五部 法務委員会議録第二号 昭和二十三年十一月十日 [参議院]

十月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿児島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願(第二十号)

一、郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願(第二十三号)

一、大垣市に刑務所支所設置の請願(第三十三号)

一、倉敷簡易裁判所、区検察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所設置の陳情(第十四号)

一、倉敷簡易裁判所、区検察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所設置の陳情(第十四号)

第二十号 昭和二十三年十月十一日 受理

鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願

請願者 鹿兒島縣知事 重成格  
紹介議員 前之園喜一郎君

鹿兒島縣は南九州の中心として交通上主要な地位を占め、福岡高等裁判所支部を本縣に設置せられることが最も適当で、縣民の権利行使上經濟的に制約されているから、同支部を設置されたとの請願。

第二十三号 昭和二十三年十月十一日 受理

福岡市に仙台高等裁判所支部設置の請願

請願者 福島縣郡山市長 本間

岡山市に吉備郡岡田村長 武本文

岡山縣吉備郡を管轄する岡山地方裁判所並びに同檢察廳は取扱事件が非常に多いので関係者は出頭のため非常な不便をしのんで伯備線或は吉備線を経由して倉敷で乗りかえている有様であるから、縣下第三位の都市である倉敷市所在の倉敷簡易裁判所並びに区検察廳を地方裁判所支部の地方檢察廳支部に昇格し、併せて岡山刑務所倉敷支所を設置せられたいとの陳情。

第十四号 昭和二十三年十月十四日 受理

倉敷簡易裁判所区検察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所設置の陳情

岡山縣吉備郡岡田村長 武本文

岡山縣吉備郡を管轄する岡山地方裁判所並びに同檢察廳は取扱事件が非常に多いので関係者は出頭のため非常な不便をしのんで伯備線或は吉備線を経由して倉敷で乗りかえている有様であるから、縣下第三位の都市である倉敷市所在の倉敷簡易裁判所並びに区検察廳を地方裁判所支部の地方檢察廳支部に昇格し、併せて岡山刑務所倉敷支所を設置せられたいとの陳情。

この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

十一月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

ある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたいとの請願。

一、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

四

五百圓マデ	三十圓	五百円マデ	四十円
二千圓マデ	六十五圓	二千円マデ	八十四円
五千圓マデ	百圓	五千円マデ	三百三十円
一萬圓マデ	二百五十圓	一万円マデ	二百円
三萬圓マデ	三百五十圓	五万円マデ	四百円
五萬圓マデ	四百圓	十万円マデ	六百円
キハ一萬圓每ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ満タサルモ一萬圓ト看做シテ算定ス」を「十万円ヲ超ユルトキハ二万円毎ニ百円ヲ加フ但シ二万円ニ満タサルモ二万円ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十円」に、「四十五圓」を「百四十円」に、「八圓」を「二十四円」に、「二百圓」を「六百円」に、「百五十圓」を「四百八十円」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。	に「五萬圓 ヲ超ユルト	キハ一萬圓每ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ満タサルモ一萬圓ト看做シテ算定ス」を「十万円ヲ超ユルトキハ二万円毎ニ百円ヲ加フ但シ二万円ニ満タサルモ二万円ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十円」に、「四十五圓」を「百四十円」に、「八圓」を「二十四円」に、「二百圓」を「六百円」に、「百五十圓」を「四百八十円」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。	キハ一萬圓每ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ満タサルモ一萬圓ト看做シテ算定ス」を「十万円ヲ超ユルトキハ二万円毎ニ百円ヲ加フ但シ二万円ニ満タサルモ二万円ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十円」に、「四十五圓」を「百四十円」に、「八圓」を「二十四円」に、「二百圓」を「六百円」に、「百五十圓」を「四百八十円」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。
附 則			
この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。			
この法律施行前に要した費用については、なお從前の例による。			
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案			
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案			
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。			
第一條中「別表第三表」を「別表第四表」に改め、「地方裁判所を」の下に「別表第三表の通り家庭裁判所を」を加える。			
第二條中「別表第四表」を「別表第五表」に改め、「地方裁判所」の下に「、家庭裁判所を加える。			
別表中「（第三表）」を「（第四表）」に、「（第四表）」を「（第五表）」に改め、別表第二表の次に次の一表を加える。			
（第三表）	名 称 所 在 地		
東京家庭裁判所	東京都	横濱家庭裁判所	横濱市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市	浦和家庭裁判所	浦和市
千葉家庭裁判所	千葉市	水戸家庭裁判所	水戸市
前橋家庭裁判所	前橋市	静岡家庭裁判所	静岡市
甲府家庭裁判所	甲府市	長野家庭裁判所	長野市
新潟家庭裁判所	新潟市		

「五百圓マデ	三十圓	「五百圓マデ	四十円
二千圓マデ	六十五圓	二千圓マデ	八十円
五千圓マデ	百圓	五千圓マデ	百三十円
一萬圓マデ	百五十圓	一万圓マデ	二百円
三萬圓マデ	二百五十圓	五萬円マデ	四百円
五萬圓マデ	三百五十圓	十万円マデ	六百円
キハ「萬圓每ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ滿タサルモ」 <small>一萬圓ト看做シテ算定ス</small> 「十萬円ヲ超ユルトキハ二萬円每二百円ヲ加フ但シ二萬円ニ滿タサルモ二萬円ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十圓」に、「四十五圓」を「百四十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「八百八十圓」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。	に「五萬圓 ヲ超ユルト		

2 1  
この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。  
この法律施行前に要した費用については、なお従前の例による。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十一）

号)の一部を次のように改正する。

表第三表の通り家庭裁判所を、「」を加える。

第二回に「おまかせ」を、第三回に「おまかせ」と「おまかせ」を加える。

別表中〔第三表〕を〔第四表〕に、〔第四表〕を〔第五表〕に改め、別表第二表の次に次の二表を加える。

(第三表) 名称所在地位

11

京都家庭裁判所	奈良家庭裁判所	神戸家庭裁判所	大阪家庭裁判所
大津家庭裁判所	和歌山家庭裁判所	名古屋家庭裁判所	奈良市
津家庭裁判所	岐阜家庭裁判所	岐阜市	京都市
富山家庭裁判所	福井家庭裁判所	福井市	神戸市
鳥取家庭裁判所	岡山家庭裁判所	岡山市	大津市
松江家庭裁判所	鳥取市	鳥取市	奈良市
福岡家庭裁判所	富山市	富山市	和歌山市
佐賀家庭裁判所	廣島市	廣島市	名古屋市
長崎家庭裁判所	福岡市	福岡市	津市
大分家庭裁判所	佐賀市	佐賀市	岐阜市
熊本家庭裁判所	大分市	大分市	福井市
鹿兒島家庭裁判所	熊本市	熊本市	金澤市
宮崎家庭裁判所	鹿兒島市	鹿兒島市	富山市
宮崎市	宮崎市	宮崎市	廣島市
仙臺家庭裁判所	仙臺市	仙臺市	和歌山市
福島家庭裁判所	福島市	福島市	名古屋市
山形家庭裁判所	山形市	山形市	津市
盛岡家庭裁判所	盛岡市	盛岡市	岐阜市
秋田家庭裁判所	秋田市	秋田市	福井市
札幌家庭裁判所	札幌市	札幌市	金澤市
函館家庭裁判所	函館市	函館市	富山市
旭川家庭裁判所	旭川市	旭川市	廣島市
青森家庭裁判所	青森市	青森市	和歌山市
釧路家庭裁判所	釧路市	釧路市	名古屋市
高松家庭裁判所	高松市	高松市	津市
高知家庭裁判所	高知市	高知市	岐阜市
松山家庭裁判所	松山市	松山市	福井市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木市簡易裁判所」に、  
「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、同表  
「中川簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「變  
知中村簡易裁判所」に、「一関簡易裁  
判所」を「一関簡易裁判所」に、同表  
所在地の欄中「東京都北多摩郡武藏  
野町」を「東京都武藏野市」に、「栃木  
縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀  
郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」  
を「太田市」に、「靜岡縣富士郡吉原  
町」を「吉原市」に、「靜岡縣志太郡島  
田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留  
郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田  
町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨  
木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」  
を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野  
町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城  
郡高田町」を「大和高田市」に、「名古  
屋市中川区」を「名古屋市中村區」に、  
「福井縣南條郡武生町」を「武生市」  
に、「岩手縣西磐井郡一關町」を「一  
關市」に、「北海道留萌町」を「留萌市」  
に改める。

東京都の内

武藏野市

武藏野

北多摩郡の内

三鷹町 小金井町 田無町 東村山町 清瀬村 久留米村 保谷村

同表横濱南簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯子区」を「磯子区 金澤区」に改め、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌倉郡 藤澤市片瀬、江ノ島」を削り、同表藤澤簡易裁判所の項を次のように改める。

藤澤

神奈川縣の内  
藤澤市 茅ヶ崎市

高座郡の内

小出村 寒川町 御所見村 有馬村 大和町 海老名町 綾瀬町 滝

谷町

同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町 座間町」に改め、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「長井町を除く」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

浦和

埼玉縣の内

浦和市

北足立郡の内  
土合村 美笹村 戸田町 藤町 與野町 大久保村 志木町 內間木

大和田町 朝霞町 大和町 片山村

同表川越簡易裁判所の項を次のように改める。

埼玉縣の内

入間郡の内

坂戸町 山田村 三芳野村 芳野村 古谷村 大東村 南古谷村 奥

富村 福原村 高階村 大井村 鶴瀬村 南畠村 福岡村 名細村

霞ヶ關村 柏原村 勝呂村 鶴ヶ島村 所澤町 豊岡町 入間川町

三芳村 堀兼村 入間村 三ヶ島村 柳瀬村 東金子村 金子村

藤澤村 宮寺村 元狹山村

比企郡の内

中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 ハッ保村 小見野村

同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 ハッ保村 小見野村」及び同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父郡の内を除く」を削り、同表夷城太田簡易裁

判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「都和村」及び「吉沼村 高道祖村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城縣の内

下妻町 川西村 上妻村 大寶村 謙波ノ江村

結城郡の内

石下町 下結城村 安靜村 大形村 岡田村 飯沼村 西豊田村 豊

加美村 總上村 宗道村 鶯飼村 豊田村 王村 水海道町 大花羽

村 五箇村 三妻村 大生村 菅原村 豊岡村

筑波郡の内

谷原村 十和村 吉沼村 高道祖村

北相馬郡の内

小絹村 内守谷村 坂手村 菅生村

河内郡の内

同表宇都宮簡易裁判所の廢止区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木今市

上都賀郡の内  
小絹村 日光町 落合村

群馬縣の内

豊岡村 大澤村

栗山村 藤原町 三依村

鹽谷郡の内

新田郡の内

太田市

同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

太田

新田村 豊塚本町 木崎町 尾島町 生品村 強戸村

静岡縣の内

熱海市 伊東市

田方郡の内

網代町 宇佐美村 對島村

<p><b>横山村</b></p> <p><b>佐野</b></p>	<p><b>大阪府の内</b></p> <p><b>泉佐野市</b></p>	<p><b>横山村</b></p> <p><b>南横山村</b></p> <p><b>南松尾村</b></p>
<p><b>兵庫縣の内</b></p> <p><b>神戸市の内</b></p>	<p><b>生田区</b></p> <p><b>垂水区の内</b></p>	<p><b>東垂水町</b></p> <p><b>舞子町</b></p> <p><b>西垂水町</b></p> <p><b>多聞町</b></p> <p><b>名谷町</b></p> <p><b>鹽屋町</b></p> <p><b>下畠町</b></p>
<p><b>兵庫縣の内</b></p> <p><b>明石市</b></p> <p><b>神戸市の内</b></p>	<p><b>垂水区の内</b></p>	<p><b>伊川谷町</b></p> <p><b>櫛谷町</b></p> <p><b>押部谷町</b></p> <p><b>玉津町</b></p> <p><b>平野町</b></p> <p><b>神出町</b></p> <p><b>岩岡町</b></p>
<p><b>同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本庄村」を「本庄村 鳴尾村」に改め、同表尼崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。</b></p>	<p><b>判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。</b></p>	<p><b>同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。</b></p>
<p><b>愛知中村</b></p> <p><b>愛知縣の内</b></p> <p><b>名古屋市の内</b></p>	<p><b>中村区</b></p> <p><b>中川区</b></p> <p><b>港区</b></p>	
<p><b>同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鵜倉村 中島村」及び同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。</b></p>	<p><b>同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鵜倉村 中島村」及び同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。</b></p>	
<p><b>富山縣の内</b></p> <p><b>東礪波郡の内</b></p>		



鳥取	鳥取市 岩美郡 氣高郡
佐賀	佐賀縣の内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡
小城	小城郡の内 南山村 北山村
佐賀郡	佐賀縣の内 小城郡の内 日月村 南多久村 東多久村
熊本	熊本縣の内 菊池郡の内 大津町 瀬田村 隅内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞城 村 西合志村 津水村 田島村 阿蘇郡の内 錦野村 山西村 下益城郡の内 松橋町 當尾村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野部田村 豊 宇土郡の内 宇土町 藤村 花園村 緑川村 綱津村 不知火村 松合町
三角	熊本縣の内 熊本郡の内 三角町 綱田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

山鹿	熊本縣の内 鹿本郡 菊池郡の内 北合志村 跟府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清 泉村 碧村 城北村 龍門村 追間村 水源村 旭野村
演町	熊本縣の内 上益城郡の内 演町 名連川村 朝日村 御嶽村 白糸村 下矢部村 中島村 小峯村 阿蘇郡の内 馬見原町 蒼尾村
八代	熊本縣の内 八代市 八代郡 葦北郡の内 日奈久町 二見村 百濟來村
水俣	熊本縣の内 水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村 葦北郡の内 水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村
天草	熊本縣の内 天草郡の内 本渡町 佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 魁場 村 蘆宇士村 富地岳村 中田村 稔石村 宮地村 大多尾村 楠浦 村 志柿村 島子村 下浦村 栖本村 宮田村 浦村 棚底村 大道 村 御所浦村 高戸村 楠島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村 二江町 都昌々村 福連木村 下田村 高瀬村 今津村 阿村 教良木河内村 姬戸村 大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 楠甫村 同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 船浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。
伊集院	鹿兒島縣の内 日置郡の内 伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 東市來町 上伊集院村 吉利 村 郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町 川邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿児島縣の内  
川邊郡の内  
加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村

日置郡の内  
田布施村 阿多村

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「姶良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川町」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内 伊佐澤村」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内 葛巻町」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。

岩手縣の内  
一関市 西磐井郡

長島村 舞川村 千厩町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津保  
村 藤澤町 黄海村 薄衣村 奥玉村 銀清水村 門崎村 松川村  
猿澤村 田河津村 摺澤町 濱民村 興田村 長坂村 大原町

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表苦小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内  
苦小牧市  
勇拂郡の内

安平村 厚眞村 鶴川村 穂別村

同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀧上村」を「瀧上町」に、同表留萌簡易裁判所の管轄区域の欄中「留萌郡」を「留萌市」に、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間村」に、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を「花咲村」に、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「香宗村」に、同表逢川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正村」を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大村 清水町 伊豆田村 三崎村 下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を「金生町」に改める。

1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

#### 附 則

2 この法律施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を左表上欄記載の通り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載の通り定める。

#### 災 害 地 区

昭和二十三年六月二十八日北陸地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災	福井県のうち 福井市
	足羽郡のうち 酒生村
	吉田郡のうち 西藤島村
	六條村 中藤島村
	坂井郡のうち 芦原町
	松岡町 五嶺ヶ島村
	河合村 岡保村
	森田町 東藤島村
	細呂木村 東十郷村
	北潟村 伊井村
	丸岡町 春江町
	大門村 浜四郷村

昭和二十三年七月二十四日福井地方におこつた水害	昭和二十三年九月十六日東北地方におこつた風水害
	岩手縣のうち 一関市
	福井市 吉田郡のうち 西藤島村
	中藤島村

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則

